

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う影響に対する万全な対応等を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数については、全国的に減少傾向にあるものの今なお新たな感染者が日々確認されている。また、コロナ禍により多くの方々が受けた打撃から未だ回復の途上であり、その影響は多方面で色濃く残っている。

国においては、専門家の議論を踏まえ、本年5月8日から新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)の5類感染症に位置付けを変更することを決定し、これまで講じてきた各種の施策・措置について見直しを行うこととしている。

新型コロナウイルス感染症対策が大きな転換点を迎える中、今後も継続的な感染者の発生が想定されることから、住民の不安を払拭するため、医療費やワクチン接種に係る負担の在り方や医療提供体制の確保、相談体制等について十分な準備期間を設けた上で仕組みの再構築を進めていく必要がある。併せて、長期にわたるコロナ禍で疲弊した地域経済の早急な復興・再生に向けた取組みを加速化させていくことが不可欠である。

よって、国においては、感染症法上の位置付けの変更に伴う住民や保健・医療の現場の不安を払拭し、地域経済の立て直しを図るため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 医療費については、他の疾病における費用負担との公平性等を踏まえつつ一定の公費負担を継続するなど、新型コロナウイルス感染症患者等がためらわず必要な医療を受けられるよう対策を講じること。
- 2 新型コロナウイルス感染症患者等の診療や入院の受入れに慎重になる医療機関が出てくることも想定されることから、医療機関における感染防御対策を具体的に提示するなど受入医療機関の拡大が図られるよう努めること。また、患者の受入体制が整備されるまでに一定の期間を要すると見込まれることから、現在の医療提供体制を維持するため、国による病床確保料等の支援を当面継続すること。
- 3 陽性者の体調悪化時等における相談機能は当面必要であることから、都道府県において相談体制を維持するため、全額国費による財政措置を継続すること。
- 4 ワクチン接種体制の構築には十分な準備期間が必要となることから、今後の具体的な接種計画を早急に示すとともに、接種体制の確保に要する経費については地方負担が生じないように、これまでどおり全額国費による財政措置を継続すること。
- 5 コロナ禍以降、エネルギー価格や物価の高騰、円安などにより地域経済は甚大な影響を被っていることから、全国旅行支援をはじめとする国による経済支援施策を当面継続するとともに、感染症法上の位置付けの変更後も都道府県が新型コロナウイルス感染症対策を含めた施策を総合的かつ機動的に講じられるよう、地方創生臨時交付金の確保をはじめとする財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月15日

衆議院議長 長
参議院議長 長
内閣総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
経済再生担当大臣
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

細尾岸松鈴加西芥松後後

田辻田本木藤村藤野藤藤

博秀文剛俊勝康鉄博茂茂

之久雄明一信稔夫一之

殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿

山形県議会議長

坂本 貴美雄